

奈良市公報

第 2 5 2 号

平成22年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 新設の事業計画のある道路の指定……………1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………2
- 住居番号の設定……………2
- 開発行為に関する工事の完了……………2
- 一般競争入札の実施（2件）……………2
- 都市計画高度計画の変更……………5
- 都市計画防火・準防火地域の変更……………5
- 都市計画地区計画の決定（3件）……………5
- 放置自転車等の処分……………6
- 放置自転車等の保管（2件）……………6
- 奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱……………6
- 放置自転車等の保管……………11
- 奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示……………11
- 指定管理者の指定……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの公衆縦覧……………11
- 指定管理者の指定（2件）……………12
- 都市計画生産緑地地区の変更……………12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………12
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………13
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………13
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………13
- 住民票の職権削除……………14
- 開発行為に関する工事の完了……………14
- 放置自転車等の保管……………14
- 指定管理者の指定（6件）……………14
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更……………16
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業変更計画において定める変更内容を表示する図書の写しの公衆縦覧……………16
- 放置自転車等の保管……………17
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧……………17

- 開発行為に関する工事の完了……………17
- 指定管理者の指定（3件）……………17
- 農業振興地域整備計画の変更……………18
- 道路の区域変更……………18
- 道路の供用開始……………18
- 放置自転車等の保管（2件）……………19
- 総合評価一般競争入札の実施……………19
- 一般競争入札の実施……………20
- 農用地利用集積計画の縦覧……………22

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………22
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出……………23
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定……………23
- 奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示……………23
- 一般競争入札の実施……………23

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………24
- 奈良市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則……………24
- 指定管理者の指定（28件）……………25

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………32

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………32

告 示

奈良市告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成21年12月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成21年12月1日
- 2 指定した道路の名称又は種類
(1) あやめ池土地区画整理事業による事業計画道路
- 3 指定した道路の区域
別図のとおり

別図省略

(平成21年12月1日揭示済)

奈良市告示第625号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年12月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年12月1日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年12月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北二丁目、藤ノ木台四丁目、押熊町、西大寺芝町一丁目、大安寺西三丁目、西木辻町、法華寺町及び山町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
富雄元町第2幹線-27	奈良市富雄北二丁目405-6	奈良市富雄北二丁目405-2
熊取幹線-51	奈良市藤ノ木台四丁目1-557	奈良市藤ノ木台四丁目1-557
押熊第2幹線-64	奈良市押熊町641-1	奈良市押熊町646-3
押熊第2幹線-65	奈良市押熊町639-1	奈良市押熊町639-1
西大寺南幹線-223	奈良市西大寺芝町一丁目2489-2	奈良市西大寺芝町一丁目2489-2
大宮幹線-39	奈良市大安寺西三丁目206-1	奈良市大安寺西三丁目185-12
大森幹線-58	奈良市西木辻町105-2	奈良市西木辻町105-2
大森幹線-59	奈良市西木辻町105-2	奈良市西木辻町105-2
都跡幹線-311	奈良市法華寺町291-8	奈良市法華寺町294-6
帯解幹線-174	奈良市山町152-2	奈良市山町145-4

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
合流式及び分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年12月1日揭示済)

奈良市告示第626号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年12月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成21年12月1日揭示済)

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成21年12月2日 第1194号
- (2) 公共施設 平成21年12月2日 第531号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町一丁目500番3の一部及び501番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町552番地

三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市富雄元町一丁目500番3の一部及び501番4の一部
- (2) 下水道
奈良市富雄元町一丁目500番3の一部及び501番4の一部

(平成21年12月2日揭示済)

奈良市告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年9月30日 奈良市指令都整開 第09A-25号

奈良市告示第628号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年12月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

<p>道路改良工事（肘塚町地内・北部第312号線）ほか36件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 （入札参加者に必要な資格）</p> <p>(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。</p> <p>(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）</p> <p>(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 告示日から平成21年12月4日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札</p>	<p>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>エ 入札書に記名押印のない入札</p> <p>オ 入札金額を訂正した入札</p> <p>カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札</p> <p>キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p> <p>ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 郵便入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年12月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。</p> <p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成21年12月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間 告示日から12月4日までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の参加確認通知日 平成21年12月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成21年12月8日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 他人のICカードを使用した入札</p> <p>ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書</p> <p>エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札</p> <p>オ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>11 その他</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年12月3日掲示済)

奈良市告示第629号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年12月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その2)
- (2) 工事場所 奈良市西大寺南町地内他
- (3) 工期 契約から平成22年3月19日まで
- (4) 工事概要 工事施工延長 L=320m
道路土工一式 地盤改良工一式
石積工一式 カルバート工一式
舗装工一式 排水構造物工一式
防護柵工一式 道路植栽工一式
道路付属施設工一式 仮設工一式
- (5) 予定価格 141,323千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 115,716千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
- ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)
- イ 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ロ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
- ハ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- ニ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から平成22年1月7日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成22年1月8日 午前9時20分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法

告示日から平成21年12月8日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年12月15日までに、共同企業体の代表者に通知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

告示日から平成21年12月8日まで（奈良市の休日を含め、告示日当日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年12月9日

(3) 入札書の提出期間

平成21年12月16日から平成22年1月7日まで（奈良市の休日を含め、告示日当日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

(平成21年12月3日告示済)

奈良市告示第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び二名町の各一部

(平成21年12月4日告示済)

奈良市告示第631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び二名町の各一部

(平成21年12月4日告示済)

奈良市告示第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び二名町の各一部

(平成21年12月4日告示済)

奈良市告示第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び二名町の各一部
(平成21年12月4日揭示済)

奈良市告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
二名町地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町の一部
(平成21年12月4日揭示済)

奈良市告示第635号は、奈良市
公報号外第6号に掲載

奈良市告示第636号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日
平成21年12月18日

4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年9月1日、同月4日、同月7日から8日まで、同月11日、同月14日から15日まで、同月17日から18日まで、同月25日、同月27日、同月29日。
(平成21年12月4日揭示済)

奈良市告示第637号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年12月1日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年12月4日揭示済)

奈良市告示第638号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年12月4日揭示済)

奈良市告示第639号

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要

綱を次のように定める。

平成21年12月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ予防のワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を受けた個人の市町村民税が課されていない世帯に属する者に対し、ワクチン接種に要する費用を助成し、新型インフルエンザ感染による重症者及び死亡者をできる限り減少させ、もって市民の保健の向上に寄与するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱によりワクチン接種に要する費用の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ワクチン接種を受けようとする日の属する年度に個人の市町村民税を課せられていない世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯（以下「生活保護世帯等」という。）を含む。）に属する者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第4号、第5号及び第8号の規定中の年齢は、ワクチン接種時点の年齢とする。

- (1) インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む。）
- (2) 妊婦
- (3) 基礎疾患を有する者
- (4) 平成12年4月2日以後に生まれた者のうち1歳以上の者
- (5) 1歳未満の小児の保護者
- (6) 第1号から第4号までに掲げる者で、身体上の理由によりワクチン接種が受けられないものの保護者等
- (7) 平成3年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた者
- (8) 65歳以上の者

(助成の範囲)

第3条 ワクチン接種に要する費用の助成は、ワクチン接種について国と委託契約を締結した医療機関（以下「委託医療機関」という。）における次に掲げる額（以下「助成金」という。）とする。

- (1) 1回目のワクチン接種 3,600円
- (2) 2回目のワクチン接種（1回目のワクチン接種を受けた委託医療機関と同一委託医療機関での接種に限る。） 2,550円
- (3) 2回目のワクチン接種（1回目のワクチン接種を受けた委託医療機関とは異なる委託医療機関での接種に限る。） 3,600円

(助成方法)

第4条 ワクチン接種に要する費用の助成方法は、次に定

めるところによる。

- (1) 第6条に規定する接種券を委託医療機関に提出した者にとっては、前条に規定する額を対象者に代わって委託医療機関に支払う。
- (2) 第6条に規定する接種券を委託医療機関に提出しなかった者にとっては、前条に規定する額を対象者に支払う。

(申請)

第5条 ワクチン接種に要する費用の助成を受けようとする者（生活保護世帯等に属する者を除く。）は、奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成申請書（別記第1号様式）に、その属する世帯の構成員の当該年度の市町村民税が非課税であることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、その添付を省略することができる。

(接種券の交付)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、対象者に該当するか否かについて審査を行い、対象者に該当すると認めるときは、奈良市新型インフルエンザワクチン公費負担接種券（別記第2号様式。以下「接種券」という。）を交付するものとする。

(接種券等の提出)

第7条 接種券の交付を受けた者は、ワクチン接種を受けるとき、接種券を委託医療機関に提出するものとする。
2 生活保護世帯等に属する者については、委託医療機関への生活保護世帯等に属する者であることを証する書類の提出をもって接種券を提出したものとみなす。

(費用の請求)

第8条 接種券を委託医療機関に提出しなかった者は、奈良市インフルエンザワクチン接種費用還付請求書（別記第3号様式）に、ワクチン接種を受けた委託医療機関が発行するワクチン接種を受けたことを証する書類及びワクチン接種についての領収書の写しを添えて市長にワクチン接種に要した費用（第3条に規定する額を限度とする。）の支払を請求することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワクチン接種の助成について必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成21年12月4日から施行し、平成21年10月19日以後に受けたワクチン接種から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受けたワクチン接種については、同日後もなおその効力を有する。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成申請書

No. _____

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者

住所

氏名



TEL

次のとおり新型インフルエンザワクチン接種の公費負担を申請します。

また、対象者の属する世帯構成員の市民税課税状況について、調査することに同意します。

接種 対象者	氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
	住所 (申請者と 同じ場合記 載不用)	〒	TEL	- -
対象者 の属す る世帯 の状況	世帯構成員氏名	対象者 との続柄	生年月日	備考
		(世帯主)		
		対象者		

※市記入欄

上記申請について、次のとおり確認しました。

市民税非課税世帯に 該当する
該当しない

確認印

確認印

第2号様式(第4条・第6条・第7条関係)

No. _____			
発行日		年	月 日
奈良市新型インフルエンザワクチン公費負担接種券(1回目)			
様			
奈良市長			
先に申請のありました新型インフルエンザワクチン接種1回目に係る費用は、次の者については公費負担します。			
対象者	氏名		生年月日
《注意》この接種券は、接種を保証するものではありません。接種対象者であるか否かは、医師が判断します。			

..... 〈医療機関が切り取ります〉

No. _____			
発行日		年	月 日
奈良市新型インフルエンザワクチン公費負担接種券(2回目)			
様			
奈良市長			
先に申請のありました新型インフルエンザワクチン接種2回目に係る費用は、次の者については公費負担します。			
対象者	氏名		生年月日
《注意》この接種券は、接種を保証するものではありません。接種対象者であるか否かは、医師が判断します。			

奈良市新型インフルエンザワクチン接種確認書			
接種日 1回目	年 月 日	接種日 2回目	年 月 日
委託医療機関の所在地及び名称		委託医療機関の所在地及び名称	

第3号様式(第5条関係)

No. _____

年 月 日

奈良市新型インフルエンザワクチン接種費用還付請求書

(あて先) 奈良市長

申請者の住 所 奈良市

(本人)

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

金 円 也

ただし、新型インフルエンザワクチン接種費用として請求します。

(注) 請求金額は、接種の2回分合算でお願いします。

上記のとおり請求します。次の金融機関に振り込んでください。

支 払 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行	普 通 (総合)・当座	
農協	店 番	カナ(必ず記入)
信金		口座名義人

※ゆうちょ銀行の場合は、必ず店番も記入してください。

なお、本人(被接種者)以外の口座名義の金融機関に振り込む場合には、委任状が必要ですので、次に記入してください。

委 任 状

(あて先) 奈良市長

私が受け取るべき新型インフルエンザワクチン接種費用は、下記の口座名義人の口座に振り込むよう委任します。

年 月 日

委任者 (本人) 住所 奈良市

氏名 ㊟

受任者 (口座名義人) 住所

氏名 ㊟

委任者(本人)は上記申請者の㊟と同じものを、受任者(口座名義人)は委任者の㊟と違う印鑑㊟を使用して下さい。

市民税非課税世帯の方の添付必要書類

- ①接種済証の写し(2回分)
- ②接種費用の領収書の写し(2回分)
- ③奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成申請書

注 裏面に注意事項を記載する。

生活保護世帯等の方の添付必要書類

- ①接種済証の写し(2回分)
- ②接種費用の領収書の写し(2回分)
- ③保護受給証明書(医療券ではありません。)

(平成21年12月4日揭示済)

奈良市告示第640号は、奈良市
公報号外第6号に掲載

奈良市告示第641号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年12月6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年12月7日揭示済)

奈良市告示第642号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年12月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年奈良市告示第528号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「同法第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同表備考2の(1)中「第92条第1項及び」を「第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に改め、同表備考2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

附則

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(平成21年12月7日揭示済)

奈良市告示第643号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成21年12月8日揭示済)

奈良市告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年9月9日 奈良市指令都整開 第09A-21号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年12月8日 第1195号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高畑町1456番1、1456番2及び1456番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市尼辻南町5番13号

鈴木 龍男

鈴木 弓恵

(平成21年12月8日揭示済)

奈良市告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供します。

平成21年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画道路の名称

3・4・4号 奈良檀原線

2 縦覧場所

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
(平成21年12月8日揭示済)

奈良市告示第646号

奈良市観光センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月8日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市上三条町23番地の4
奈良市観光センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上三条町23番地の4
社団法人 奈良市観光協会
会長 谷井 勇夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市観光センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市観光センターの会議室の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市観光センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成21年12月8日揭示済)

奈良市告示第647号

奈良市針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月8日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市針町345番地
奈良市針テラス情報館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1133番地
財団法人 奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市針テラス情報館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成21年12月8日揭示済)

奈良市告示第648号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市青野町、西大寺町、菅原町、大安寺三丁目、中山町西四丁目、八条五丁目、宝来一丁目、宝来町、法蓮町、法華寺町、六条一丁目及び六条二丁目の各一部

(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第649号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	平成21年11月30日
やまもと歯科医院	奈良県奈良市富雄元町二丁目2-9細川ビル2F	平成21年9月24日

(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第650号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	平成21年12月1日
やまもと歯科医院	奈良県奈良市富雄元町一丁目20-13	平成21年9月25日

(平成21年12月9日掲示済)
奈良市告示第651号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
 平成21年12月9日
 奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成21年11月30日 平成21年11月30日 平成21年11月30日
米田 諭	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成21年11月30日 平成21年11月30日
よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	介護予防 訪問リハビリテーション	平成21年11月30日
米田 諭	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382		

(平成21年12月9日掲示済)
奈良市告示第652号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
 平成21年12月9日
 奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ヘルパーステーションとみのくに	奈良県奈良市中町3857	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年11月30日 平成21年11月30日
特定非営利活動法人夢のかけはし	奈良県奈良市中町3844		

(平成21年12月9日掲示済)
奈良市告示第653号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
 平成21年12月9日
 奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成21年12月1日 平成21年12月1日 平成21年12月1日

医療法人 よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成21年12月1日 平成21年12月1日
よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	介護予防 訪問リハビリテーション	平成21年12月1日
医療法人 よねだ内科クリニック	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382		
モリワキ居宅介護支援事業所	奈良県奈良市あやめ池北二丁目5-14	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年12月1日
株式会社紅きらら	京都府京都市中京区錦猪熊町553		

(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第654号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年8月5日 奈良市指令都整開 第09A-17号

平成21年11月11日 奈良市指令都整開 第09A-17-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年12月9日 第1196号

(2) 公共施設 平成21年12月9日 第532号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二条町三丁目90番90

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目6番20号

株式会社 日本中央住販

代表取締役 谷手善紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市二条町三丁目90番90の一部

(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第656号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年12月8日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第657号

奈良市総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市総合福祉センター

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条(第3号及び第4号を除く。)、第9条及び第16条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。)の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
(平成21年12月9日揭示済)

奈良市告示第658号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1133番地
奈良市都祁交流センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1133番地
財団法人 奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市都祁交流センターの事業の実施に関すること。
- ① 音楽、演劇、講演会等文化の振興に関すること。
- ② 広く人々が交流する各種会議、集会等の開催に関すること。
- ③ 市民の自主的な文化活動又はふれあいの場の提供に関すること。
- ④ その他交流センターの設置目的を達成するために必要な事業。
- (2) 施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第659号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1133番地
財団法人 奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設の管理及び整備に関すること。
- (3) 整備器材・器具及び各種車両の維持管理に関すること。
- (4) 施設の安全対策と防火管理及び防災訓練に関すること。
- (5) 委託業者の指揮監督に関すること。
- (6) その他市長が定めること。
(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第660号

名勝大乘院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高畑町1083番地の1
名勝大乘院庭園文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高畑町1096番地
株式会社 奈良ホテル
代表取締役社長 大橋 幸之助
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 名勝大乘院庭園文化館における事業の実施に関すること。
- ① 大乘院に関する資料の展示に関すること。
- ② 奈良の観光案内及び情報提供に関すること。
- ③ その他名勝大乘院庭園文化館の設置目的を達成するために必要な事業。
- (2) 施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第661号

奈良市ならやま屋内温水プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目3番地の1
奈良市ならやま屋内温水プール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 温水プールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 温水プールの維持管理及び整備に関すること。
 - (3) 温水プールの整備器材・器具及び維持管理に関すること。
 - (4) 温水プールの安全対策と防火管理及び防災訓練に関すること。
 - (5) 温水プール管理指導員の指揮監督に関すること。
 - (6) その他市長が定めること。

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第662号

奈良市青年の家交楽館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮佐保山四丁目1番1号
奈良市青年の家交楽館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
財団法人 奈良市武道振興会
理事長 西田 照夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 交楽館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 交楽館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) 青少年及びその指揮者の研修並びに団体活動の助長その他社会教育活動を行うこと。
 - (4) 青少年の体育・スポーツ及びレクリエーション活動を奨励すること。

- (5) 青少年の芸術及び文化活動を奨励すること。
- (6) その他市長が定めること。

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第663号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 土地区画整理事業の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
奈良市
- 3 施行地区
奈良市西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、青野町、菅原町、横領町及び宝来町の各一部
- 4 事業施行期間
 - (1) 変更前 昭和63年7月18日から平成22年3月31日まで
 - (2) 変更後 昭和63年7月18日から平成30年3月31日まで
- 5 事業所の所在地
主たる事務所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
従たる事務所
奈良市西大寺南町2番6号
奈良市都市整備部都市計画室西大寺南区画整理事務所
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和63年7月18日
- 7 事業計画の変更の年月日
平成21年12月10日

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第664号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業変更計画において定める変更内容を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

奈良市西大寺南町 2 番 6 号

奈良市都市整備部都市計画室西大寺南区画整理事務所

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第665号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年12月10日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市告示第666号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

押熊町北地区地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町2080番 他

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成21年12月11日から平成21年12月25日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年12月25日までに必着するように提出してください。

(平成21年12月11日揭示済)

奈良市告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年 9 月18日 奈良市指令都整開 第09A-26号

平成21年10月30日 奈良市指令都整開 第09A-26-1号

平成21年11月25日 奈良市指令都整開 第09A-26-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年12月11日 第1197号

(2) 公共施設 平成21年12月11日 第533号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二条町三丁目90番89

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上汐 3 丁目 5 番24号

株式会社 コナ・ジャパン

代表取締役 土岐静男

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市二条町三丁目90番89の一部

(平成21年12月11日揭示済)

奈良市告示第668号

奈良市月ヶ瀬福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山町1124番地

奈良市月ヶ瀬福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目 9 番10号

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成21年12月11日揭示済)

奈良市告示第669号

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市藺生町1922番地の8
奈良市都祁福祉センター
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都祁福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び付属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- （平成21年12月11日揭示済）

奈良市告示第670号

奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山2790番地
奈良市立月ヶ瀬診療所
奈良市都祁白石町1084番地
奈良市立都祁診療所
- 2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人 地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関する事。
 - (2) 奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の施設及び付属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

（平成21年12月11日揭示済）

奈良市告示第671号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成21年12月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
 - (1) 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
 - (2) 都祁農業振興地域整備計画
 - 2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
- （平成21年12月14日揭示済）

奈良市告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年12月14日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第292号線	四条大路四丁目98番5地先から	前	3.50~4.00	28.30	
		四条大路四丁目77番1地先まで	後	3.80~7.00	28.30	

（平成21年12月14日揭示済）

奈良市告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成21年12月15日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年12月14日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	中部第292号線	四条大路四丁目98番 5 地先から	四条大路四丁目77番 1 地先まで	L = 28.30 W = 3.80~7.00

(平成21年12月14日揭示済)

奈良市告示第674号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年12月11日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年12月14日揭示済)

奈良市告示第675号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年12月14日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年12月14日揭示済)

奈良市告示第676号

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 あやめ上池水辺遊歩道整備工事
 - (2) 工事場所 奈良市あやめ池北一丁目他地内

- (3) 工事概要 施工延長 L = 790m 道路土工一式 舗装工一式 排水構造物工一式 付属施設工一式 防護柵工一式 照明工一式
- (4) 工事期間 契約の日より、平成22年 3月30日迄とする。
- (5) 予定価格 103,738千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 85,198千円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 次の条件をすべて満たしていること。
 - (ア) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (イ) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
 - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (エ) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (オ) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

- (ア) 施工計画について
- (イ) 企業の施工能力等について

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
平成21年12月15日から平成22年 2月15日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 奈良市総務部監理課
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

- 4 開札の場所
奈良市役所 入札室
平成22年 2月15日 午前9時00分

- 5 技術提案書の提出期限等
 - (1) 提出期限 平成22年 1月13日 午後4時まで
 - (2) 提出場所 奈良市都市整備部都市計画室西大寺区画整理事務所
 - (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）
 - (4) 提出方法 持参に限ります。
 - (5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成21年12月15日から12月18日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す る市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日
平成21年12月21日
- (3) 入札書の提出期間
平成22年1月29日から平成22年2月12日まで（奈良 市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号） に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5 時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札 書及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

8 入札参加申請

入札参加申請方法

入札に参加するものは告示日から平成21年12月18日 まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条 例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時 から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） に、電子入札システムにおいて入札参加申請を行って ください。

9 入札参加資格の審査

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工 事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通 知後においても、入札参加不適格要件が判明した場合 は入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成21年12月21日までに、電子入札システムにおい て入札参加申請者に通知します。

10 落札者の決定方法等

- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び 加点基準は次のとおりとします。
ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案 による「加算点」の最高点を14点として評価するも のとします。
イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの 評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (4点)	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根 拠及び効果がみられる。
企業の施工 能力等 (10点)	企業の施工能力	工事成績評定点、表彰実績、ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ 認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入 札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加 算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得 た数値（以下「評価値」という。）をもって行いま す。

エ 評価内容の担保
受注者の責により入札時の評価内容が履行されな い場合は、その項目に応じ工事成績評定点において 減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制 限価格以上の価格であり、かつ、2の(3)の技術提案 書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法に より得られた評価値の最も高い者を落札者とします。
なお、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、

くじ引きにより落札者を決定します。

- (3) 落札者の決定通知
平成22年2月24日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈 良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市告示第677号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事（公5）七条町地内ほか28件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
（電子入札参加に必要な資格）

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成21年12月18日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年12月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成21年12月15日から12月18日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成21年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成21年12月22日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工

事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市告示第678号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成21年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成21年12月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年12月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内宝来四丁目地内ほか2件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年12月4日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知
平成21年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年12月1日揭示済)

奈良市水道局告示第45号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年12月2日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
第一管工業	横崎 隆門	奈良市五条一丁目11番3号	平成21年11月27日

(平成21年12月2日揭示済)

奈良市水道局告示第46号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年12月7日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
コテツ建設	代表者 築山 和文	奈良市法華寺町28-5	平成21年11月27日

(平成21年12月7日揭示済)

奈良市水道局告示第47号

奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年12月8日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次のとおり閲覧に供する」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 公表方法 業務部経理課において閲覧及び奈良市水道局ホームページに掲載
- (2) 公表期間 公表の日から当該年度の末日までとする。ただし、業務部経理課での閲覧は、奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。
- (3) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

附則

この告示は、平成21年12月10日から施行する。

(平成21年12月8日揭示済)

奈良市水道局告示第48号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年12月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 1 入札に付する事項
舗装、市内大安寺四丁目地内他ほか5件(工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年12月18日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成21年12月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第20号

平成21年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年12月2日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成21年12月8日(火)

午後2時から

2 場 所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成21年度12月補正予算内示について

(2) 平成22年度予算要求について

(3) 市道北之庄八島線道路改良事業(拡幅工事)の実施に伴う都南中学校敷地のセットバックについて

(4) (仮称)奈良市富雄第三小中学校の設置について

(5) 平成22年(平成21年度)奈良市成人式について

議 事

議案第76号 奈良市教育委員会傍聴規則の一部改正について

議案第77号 平成22年度奈良市立一条高等学校入学者選抜における新型インフルエンザのための追検査実施要項について

議案第78号 平成22年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 11月～12月

(2) 新型インフルエンザの対応について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年12月2日揭示済)

奈良市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月9日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会傍聴規則(平成12年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）を「傍聴人」に改め、同条を第5条とする。

第3条第3号中「奈良市教育委員会委員長（以下「委員長」という。）を「委員長」に改め、同条を第4条とする。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

- 傍聴券は、先着順に会場受付において交付する。
- 傍聴券は、退場の際、会場受付へ返還しなければならない。

第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、奈良市教育委員会委員長（以下「委員長」という。）は、会議の開催場所その他の事情を考慮の上、定員を変更することができる。

附 則

この規則は、平成21年12月9日から施行する。

（平成21年12月9日揭示済）

奈良市教育委員会告示第21号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町五丁目35番地
学園三碓地区自治連合会
会長 上田 勝康
- 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関する事。
 - 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - その他教育委員会が定める事。

（平成21年12月15日揭示済）

奈良市教育委員会告示第22号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高樋町921番地
高樋町自治会
会長 岡田 又計
- 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 南部公民館精華分館の事業の実施に関する事。
 - 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - その他教育委員会が定める事。

（平成21年12月15日揭示済）

奈良市教育委員会告示第23号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東九条町318番地
南部公民館東九条分館
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町318番地
東九条町自治会
会長 竹村 健
- 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
 - 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - その他教育委員会が定める事。

（平成21年12月15日揭示済）

奈良市教育委員会告示第24号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定によ

り次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会
会長 山口 清和
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路南町1番22号
三笠公民館大安寺西分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市恋の窪二丁目6番8号
大安寺西地区自治連合会
会長 梅林 聰介
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第26号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条

例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町336番地の1
田原公民館横田分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の1
田原地区自治連合会
会長 岡井 稲郎
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第27号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町708番地の3
水間町自治会
会長 岡田 一夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第28号

田原公民館柚ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈

良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杣ノ川町698番地
田原公民館杣ノ川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杣ノ川町719番地
杣ノ川町自治会
会長 西窪 五男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館杣ノ川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館杣ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館杣ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第29号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄元町一丁目23番5号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 俵本 徳則
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第30号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町444番地
興ヶ原町自治会
会長 植田 稔
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第31号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町2458番地
邑地町自治会
会長 和田 弘
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第32号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市丹生町847番地
柳生公民館丹生分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町1319番地
丹生町自治会
会長 新谷 忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第33号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北野山町724番地
柳生公民館北野山分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北野山町309番地
北野山町自治会
会長 谷口 照和
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第34号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町291番地の3
若草公民館佐保分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北袋町2番地の2
若草公民館佐保分館運営委員会
委員長 島津 幸男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第35号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市須川町776番地
興東公民館東里分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4254番地
東里地区自治連合会
会長 西窪 弘之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第36号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町3109番地の2
興東公民館狭川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4254番地
狭川地区自治連合会
会長 藤澤久男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
(2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第37号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大平尾町471番地
興東公民館大平尾分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大平尾町1039番地
大平尾町自治会
会長 大尻興志夫
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
(2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第38号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町200番地の25
西木辻八軒町自治会
会長 武部尊善
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
(2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第39号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会
会長 北側勇
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関すること。
(2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管

理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第40号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町七丁目554番地の3
春日公民館済美南分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南京終町四丁目232番地の1
済美南地区自治連合会
会長 萩原 征二
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第41号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二名一丁目2400番地の4
二名地区自治協議会
会長 村田 肇
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第42号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
二名公民館西登美ヶ丘分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘七丁目1番3号
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 畠中 桂子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第43号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市平松一丁目24番1号
京西公民館平松分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市平松一丁目7番5号
平松一丁目自治会
会長 山崎 實
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関すること。

- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。
(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第44号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 跡地 信久
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第45号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1381番地の1
歌姫町自治会
会長 木下 隆之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
- (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。
(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第46号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町91番地の3
白毫寺町連合自治会
会長 山脇 太加士
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
(平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第47号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町3089番地
佐紀中町一丁目自治会
会長 西本 良作
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成21年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第48号

都跡公民館尼辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路五丁目2番44号
都跡公民館尼辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市四条大路五丁目2番45号
都跡地区自治連合会
会長 酒井豊志
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館尼辻分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 都跡公民館尼辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 都跡公民館尼辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成21年12月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第75号

平成21年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成21年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉永進

- 50分の1の数 6,028人
6分の1の数 50,232人
3分の1の数 100,464人

(平成21年12月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第21号

奈良市農業委員会平成21年12月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年12月1日

奈良市農業委員会
農地部会長 右原正卓

- 1 日時
平成21年12月7日（月） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (6) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
 - (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (8) 知事許可について（11月許可分）
 - (9) 非農地証明について（11月分）

(平成21年12月1日揭示済)